

防犯カメラ設置にかかる申請手順

実施時期	自治会等	市	備考
前年度の8月未まで	事前協議書	予算措置	
事業実施年度の4月から受付	交付申請 ・補助金交付申請書（様式第1号） ・総会会議録等の写し ・撮影対象区域の住民等の同意書 ・防犯カメラおよび表示板の設置箇所位置図と現況写真 ・撮影対象区域を記載した平面図 ・防犯カメラ管理責任者等届出書 ・見積書（写し）（2者以上） ・購入する防犯カメラのカタログ		設置箇所の所有者とは、設置が可能かどうか事前に十分協議してください。 見積金額1者5万円以上となる場合は、 2者以上の見積書等が必要になります。
		審査の後、補助金交付決定通知書を送付	申請受理してから2週間程度必要です。
交付決定通知書が届いてから着手	事業着手（契約等の締結・購入・設置工事他） ※占用許可の手続き等が必要な場合も、交付決定後に申請してください。		設置にかかる各種手続きは、全て交付決定後に実施してください。
設置完了後、30日以内に提出	実績報告 ・実績報告書（様式第6号） ・工事完了届または納品書（写し） ・請求書と領収書（写し） ・防犯カメラ管理運用規程 ・防犯カメラおよび表示板の設置箇所位置図と写真 ・防犯カメラで撮影した画像（印刷） ・占用許可書等（必要な場合・写し）	実施内容・現地確認などの審査	購入から30日以内または事業実施年度の3月末までのいずれか早い日までに提出してください。
	交付請求 ・補助金交付請求書（様式第7号） ・口座振替依頼書		
		補助金を交付	請求後、約2～3週間かかります。

* 交付申請は必ず事業着手前（備品購入前）におこなってください。 交付決定前に着手されると補助金が交付できなくなります。（契約の他、占用許可など、設置にかかる各種手続きも交付決定後におこなってください。）

* 補助金交付決定後、申請時の見積り額と額の変更が生じた場合「変更申請」が必要になりますのでご相談ください。

* 実績報告及び交付請求は必ず当該年度内（3月末まで）におこなってください。（電柱等へ設置する場合、占用許可の手続きに時間がかかることがあります。設置箇所によっては、交付申請前に所有者と十分協議のうえ、交付決定後におこなう手続き期間等を考慮し、年度内に実績報告がおこなえるよう申請してください。）